

R7.4.1案 保存版
1年間保存してください
庄内町農業再生協議会事務局
(庄内町農林課) TEL 0234-42-0168

大豆助成

申請締切 令和7年 6月13日 (金)

申 請 申請書と団地図面（必須）、土壌改良剤又は有機資材の納品書・送り状

申請締切 令和7年 **6月13日（金）**

申請 大豆団地助成の申請書に記載欄があります。

そば助成

申請締切 **6月13日（金）**
令和7年

申請 申請書と団地図面（必須）、土壌改良剤または有機資材の納品書・送り状

申請締切 令和7年 **6月13日（金）**

申請 申請書を提出してください。

申請締切 **6月13日（金）**
令和7年

申請 土壌改良助成の申請書に記入欄があります。

要件 生産性向上に資するため、対象ほ場について次のいずれかに取り組むこと。
①排水対策の実施 ②地力向上対策 ③申請者が担い手であること ④団地化 ⑤8月上旬までの適期播種

注意

申請締切
令和7年 **6月13日（金）**

申請 申請書を提出してください。

申請締切 **6月13日（金）**
令和7年

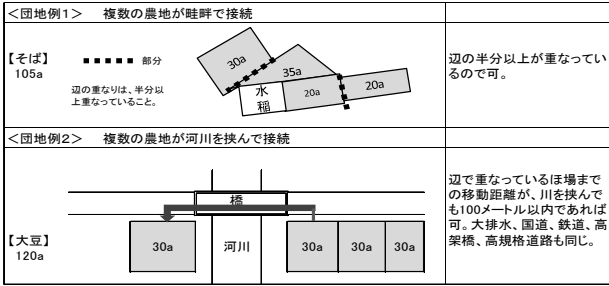
申請 申請書の提出は不要です。（再生協で自動算定）

申請締切 **6月13日（金）**
令和7年

申請 土壌改良助成の申請書に記入欄があります。

◆大豆・そば団地のつながり要件 **拡大**

- ①ほ場の辺の半分以上が重なって連担していること。
②農道、町道、県道、用排水を挟んでいる場合、辺の半分以上が重なっていれば可。
③河川、国道、大排水、**鉄道、高架橋、高規格道路**を挟んで面的に重なっている場合、橋梁等による移動距離が100m以内であれば可。
④団地の中には、要件を満たさないほ場が発生した場合、当該ほ場は「つながり要件」としては認めるが団地面積には含めず交付対象外となりますので、ご注意ください。



ほ場地力向上助成

上限単価：3,000円/10a

申請締切
令和7年 **6月13日（金）**

- (1)対象作物 大豆、そば
(2)具体的要件 農協等が代表的地点で土壌診断を行い、その結果に基づく指導を行うこと。
次のいずれか一つ以上を投入すること。※黒ひかりは対象外です。
①牛ふん堆肥を10a当たり1トン以上 ②豚ふん堆肥を10a当たり500kg以上
③発酵鶏糞を10a当たり100kg以上 ④混合堆肥（あぐりん堆肥を含む）を10a当たり1トン以上
(3)面積要件 **二筆5a未満のほ場については、助成の対象外とする。**
(4)実績報告 **締切：8月末日**
有機資材の購入伝票、作業日誌等の資材を散布したことがわかる書類

申 請 申請書を提出してください。

地力増進作物助成

上限単価：20,000円/10a

申請締切
令和7年 **6月13日（金）**

- (1)対象作物 ソルガム、アカクローバー、クリムソクローバー
(2)具体的要件 基幹作として地力増進作物を作付けし令和8年度に高収益作物または戦略作物を作付けすること。
(3)実績報告 **締切：8月末日**
種子の購入伝票、作業日誌等の耕起・整地・播種・肥培管理を実施したことがわかる書類

申 請 申請書を提出してください。

需 給 調 整 米 助 成 （「多収品種資料用米複数年契約助成」は令和6年度で廃止）

加工用米複数年契約助成（令和7年度で終了）

上限単価：1,000円/10a

- (1)対象作物 実需者との複数年契約（3年以上）に基づき生産する加工用米
令和5年産からの新規契約は単価を1,000円/10aとする。
(2)要 件 加工用米複数年契約に係る生産者リストに掲げられていること。

申 請 申請書の提出は不要です（再生協で自動算定）

醸造用米助成

上限単価：7,500円/10a

- (1)対象作物 生産数量の外数で取り組む醸造用米
(2)要 件 新規需要米取組計画の認定を受けること。

申 請 申請書の提出は不要です。（再生協で自動算定）

新市場開拓用米取組拡大助成

上限単価：20,000円/10a

- (1)対象作物 新市場開拓用米（輸出来）
(2)要 件 新規需要米取組計画の認定を受けること。

申 請 申請書の提出は不要です（再生協で自動算定）

新市場開拓用米複数年契約助成

上限単価：10,000円/10a

- (1)対象作物 新市場開拓用米（輸出来）
(2)要 件 新規需要米取組計画の認定を受けること。
3年以上の複数年契約であること。

申 請 申請書の提出は不要です。（再生協で自動算定）

重 点 振 興 作 物 助 成

重点振興作物助成

単価は下図参照

申請締切
令和7年 **5月9日（金）**

- (1)対象作物 下記作物のうち、令和8年3月31日までに収穫出荷が確実なほ場のみ申請してください。
※露地のバラ、トマト、小松菜、ほうれんそう、せいさいは交付対象外とします。
※株養生期間は交付対象外とします。

上限単価	対象作物
45,000円/10a	トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、シクラメン、スターチス
40,000円/10a	トマト、ネギ、赤かぶ、枝豆、シャインマスカット
30,000円/10a	カラトリ、メロン、さといも、アスパラガス、小松菜、ほうれんそう、せいさい、ブロッコリー、ニラ、ベビーリーフ、しいたけ
20,000円/10a	わらび、行者にんにく、月山菊

申 請 申請書を提出してください。

重点振興作物輪作加算

上限単価：5,000円/10a

申請締切
令和7年 **5月9日（金）**

- (1)対象作物
ネギ、トマト、メロン、小松菜、ほうれんそう、せいさい、トルコギキョウ、ストック、菊、ダリア、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、赤かぶ、枝豆、ブロッコリー、スターチス
(2)要件
生産性向上のために、輪作体系の導入を行うこと。（3年連作の禁止）
輪作体系の確立のため、農協・普及課の意見に基づき輪作計画を策定する。
適正な輪作体系とは地域の実情に即した、持続的かつ安定的な農業を可能とする輪作体系とする。
前年の計画書に基づいた作付になっているか確認すること。
※前年の計画書と整合性が取れない場合は交付対象外となる場合があります。

申 請 重点振興作物助成の申請書に記載欄があります。
農協から確認を受けた輪作計画書を添付してください。

園芸施設作物加算

単価は下図参照

申請締切
令和7年 **5月9日（金）**

- (1)対象作物 園芸施設内で作付される下記の作物

上限単価	加温※	対象作物
10,000円/10a	加温なし	トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、スターチス、シクラメン、ネギ、シャインマスカット、メロン、トマト、小松菜、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、ブロッコリー、ベビーリーフ
100,000円/10a	加温あり※	トルコギキョウ、ストック、菊、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、スターチス、ネギ、シャインマスカット、メロン、トマト、小松菜、ほうれんそう、せいさい、しいたけ、ブロッコリー、ベビーリーフ
200,000円/10a	加温あり※	バラ、シクラメン

※加温あり＝2カ月以上ボイラーによる加温で作物を生産する場合

- (2)実績報告
加温ありの場合はボイラー写真、燃料の伝票、加温した期間がわかる作業日誌を添付してください。

申 請 申請書を提出してください。

重点振興作物規模加算

上限単価：5,000円/10a

- (1)要件
農業所得の向上を目的とし、重点振興作物のうち、より高収益が見込まれるネギ、赤かぶ、枝豆、トルコギキョウ、ストック、菊、バラ、宿根カスミソウ、ひまわり、紅花、ダリア、シクラメン、スターチスの作付の合計面積が60a以上の農業者に対し支援する。

申 請 申請書の提出は不要です。（再生協で自動算定）

県 産 地 交 付 金（単価は変動する場合があります。）

飼料用米助成

上限単価：5,000円/10a

申請締切
令和7年 **5月9日（金）**

- 要件
低コスト化への取組を3つ以上実施すること。（令和6年度と同じメニューを選択できます。）

申 請 取組確認書を提出 → 実績報告様式を送付します
一括管理の場合、実績報告はコメ新市場開拓等促進事業の取組の実績報告書で代用可能です。（区分管理の多収品種の場合は、代用できません。）

加工用米助成

上限単価：5,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸資肥料等の散布
(2)対象者 コメ新市場開拓等促進事業に申請した協議会の農業者であること
ただし、コメ新市場開拓等促進事業との重複受給不可

新市場開拓用米助成 上限単価：8,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸資肥料等の散布
(2)対象者 コメ新市場開拓等促進事業に申請した協議会の農業者で、不採択となったもの（交付対象面積は、国で不採択となった面積を上限とする）

米粉用米取組拡大助成 上限単価：10,000円/10a

- (1)要件 ケイ酸資肥料等の散布
(2)条件 コメ新市場開拓等促進事業との重複需給不可

注 意 作物変更、収穫出荷の断念等があった場合は、速やかに再生協議会事務局（役場農林課）に来庁のうえ、営農計画書の訂正をお願いいたします。
自然災害、鳥獣被害が発生した場合は、各自写真記録をお願いします。
大豆、そばの収穫量が基準単収の1/2を下回った場合、理由書に被害写真の提出が必要となります。【庄内町農業再生協議会 TEL 42-0168】

